

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

項目番号	第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和2年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
1	①自立支援、介護予防、重度化防止	<p>【介護予防・生活支援サービスの多様化と担い手確保の推進】</p> <p>本市は、全国平均・県内平均と比較して認定率が低いなど、元気な高齢者が多いため、この現状を持続・発展できるよう、今後より一層の介護予防・健康づくりに関する取組の推進が重要だと考えられる。</p> <p>一方で、2015年から2025年にかけての10年間の後期高齢者数の伸びは、約1.51倍と全国平均の約1.32倍を上回ると推計されており、2025年問題は、我が国の平均的な状況より深刻だと認識している。</p> <p>このことから、2025年までに、介護の地域資源（サービス事業者と人材の確保）を1.51倍にすることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービスの多様化の推進 ・担い手確保策としての市認定ヘルパーの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスAの利用の推進 訪問9→12、通所0→12 ・サービスBの実施の検討 ・市認定ヘルパーの育成 平成29年度・9人→平成30年度・30人 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスAの実績は、訪問24、通所0。サービスA利用促進のためのチラシを活用し、地域包括支援センター等から利用者へ手渡しの上、サービスAの利用勧奨を行った。 ・県内自治体を対象に、サービスB、Cの実施状況に関するアンケート調査を行い、介護予防・生活支援サービスの多様化について検討した。 ・生活支援体制整備事業において、高齢者等のニーズに関するアンケートの取りまとめ結果等を踏まえて、買い物支援策を検討し、移動販売、買い物ツアー等につなげた。 ・市認定ヘルパーフォローアップ研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となった。次年度に開催する予定。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きサービスAの利用促進策を検討するとともに、サービスB、Cの利用開始について、検討する。 ・移動販売等の買い物支援策を推進し、その他、地域における支え合いや居場所づくりなど、新たなサービスについても検討する。 ・市認定ヘルパーフォローアップ研修により、事業所での就労につなげていく。
2	①自立支援、介護予防、重度化防止	<p>【地域包括支援センターの機能強化】</p> <p>本市では、日常生活圏域を3圏域（西部・中央・東部）としているが、東部圏域・中央圏域は、エリアが広く、交通利便性が高くないという課題がある。また、地域包括支援センターの評価が平成30年4月から義務化され、その評価手法について検討を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西部西地域包括支援センター・東部地域包括支援センター大栄支所の新設と日常生活圏域の再編を行う。 ・地域包括支援センターの評価・センター事業計画の見直しによるPDCAサイクルの確立により、センターの機能強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に、公募により西部西地域包括支援センターの新設を行う。 ・平成31年度に、公募により東部地域包括支援センター大栄支所の新設を行う。 ・これらに合わせて、公募により既存の地域包括支援センターの受託法人の選定を行う。 ・地域包括支援センターの評価手法の検討を行うとともに、評価・計画の一体的運用の方法について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの実地指導等により、当該年度の評価と翌年度の計画策定を一体的に実施。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き地域包括支援センター等運営協議会のご意見を聴きながら、センター運営のPDCAサイクルを確立する。
3	②介護給付等費用の適正化	<p>【介護給付の適正化】</p> <p>担当職員と非常勤職員（介護支援専門員）による実施体制により、国の指針に掲げる主要5事業の内、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」に取り組んでいる。</p> <p>「介護給付費通知」については、不正請求が増えた場合に実施を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④縦覧点検・医療情報との突合 	<p>①要介護認定の適正化</p> <p>指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査票全件の点検を実施します。不備が認められた場合、認定調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図ります。</p> <p>【2017年度:区分変更13件,更新申請51件】</p> <p>②ケアプランの点検</p> <p>2018年度20件,2019年度30件,2020年度30件の点検を実施します。利用者の状態に応じたケアプランが作成されていないと認められた場合、担当の介護支援専門員に対し助言を行うほか、必要に応じケアプランの見直しなどを指導します。</p> <p>【2017年度:点検41件,過誤124件,金額4,509,889円】</p> <p>③住宅改修等の点検</p> <p>住宅改修について、申請件数全件の点検を実施します。受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修が認められた場合、工事施工業者や担当の介護支援専門員等に対し再指導を行います。</p> <p>【2017年度:施工前283件,施工後283件】</p> <p>④縦覧点検・医療情報との突合</p> <p>引き続き毎月の点検を実施します。介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して、適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。</p> <p>【2017年度:実施12ヶ月,月700件以上】</p>	<p>①要介護認定の適正化</p> <p>指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査票全件の点検を実施します。不備が認められた場合、認定調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図ります。</p> <p>【2020年度:区分変更10件,更新申請14件】</p> <p>②ケアプランの点検</p> <p>2018年度20件,2019年度30件,2020年度30件の点検を実施します。利用者の状態に応じたケアプランが作成されていないと認められた場合、担当の介護支援専門員に対し助言を行うほか、必要に応じケアプランの見直しなどを指導します。</p> <p>【2020年度:点検16件,過誤1件,金額11,297円】</p> <p>③住宅改修等の点検</p> <p>住宅改修について、申請件数全件の点検を実施します。受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修が認められた場合、工事施工業者や担当の介護支援専門員等に対し再指導を行います。</p> <p>【2020年度:施工前212件,施工後224件】</p> <p>④縦覧点検・医療情報との突合</p> <p>引き続き毎月の点検を実施します。介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して、適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。</p> <p>【2020年度:実施12ヶ月,月平均900件以上】</p>	◎	<p>①要介護認定の適正化</p> <p>認定調査は全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行われるべきところであるが、その状況については、委託先調査員により選択誤りや不備が見受けられることがある。委託している認定調査票全件の点検を実施し、不備等が認められた場合、調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の質の向上、平準化を図る。</p> <p>②ケアプランの点検</p> <p>アセスメントからケアプランに位置づけする根拠となる項目についての記載や追記が漏れていることから、アセスメントシートとケアプランに整合性がない事例が多いことが課題である。対応策としては、課題整理総括表を用いながら、「アセスメントとケアプランの連携」を重点的に点検する。</p> <p>③住宅改修等の点検</p> <p>対象の可否については利用者の身体状況により個別の判断が必要となる。住宅改修の件数が増えていることにより、点検件数が増えており、また、判断が難しいケースも多くなっていることから、過去の事例の判断経緯、判断基準等をデータ等にまとめ、共有することにより、限られた時間で最適な判断をすることが期待される。</p> <p>④縦覧点検・医療情報との突合</p> <p>加算の算定要件の変更等に伴う介護給付費の請求誤りのケースが見受けられるので、請求内容について事業所に問い合わせをする際、相互に加算の算定要件を確認するようにする。</p>

項目番号	第7期介護保険事業計画に記載の内容				令和2年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
4	①自立支援、介護予防、重度化防止	<p>【市内の介護事業所における指導によるサービスの質の維持・向上】</p> <p>高齢者の住まいの多様化、増加する認知症高齢者、医療と介護の両方を必要とする高齢者などに対応するため、第7期成田市介護保険事業計画では、地域密着型サービスとして、「認知症対応型共同生活介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」の事業所整備を予定しているほか、「通所介護」のような計画外のサービスについても、需要の増加に伴い、新規整備が進んでいる。また、「居宅介護支援」の事業所の指定権限が2018(平成30)年度より県から市へ委譲された。</p> <p>これらの介護事業所において、市民が一定の水準のサービスを受けることで、要介護状態等となることの予防、あるいは要介護状態等の軽減・悪化の防止につながるよう、指導によるサービスの質の維持・向上を図る必要がある。</p>	<p>・地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に対する指導及び監査</p>	<p>・対象事業所のうち計画の最終年度である2020(平成32)年までの間に指定の有効期限を迎え、かつ、指定期間中に実地指導を実施していない事業所に対し、実地指導を実施する。具体的には、地域密着型サービス事業所については12カ所、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所については4カ所の指導を実施する。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながら介護サービスの提供を継続している事業所の状況等を踏まえ、実地指導は見合わせた。令和元年度までに、地域密着型サービス事業所について17カ所、居宅介護支援事業所について3カ所の実地指導を実施済である。</p>	◎	<p>・引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、実地指導の方法等について検討する。</p>
5	①自立支援、介護予防、重度化防止	<p>【在宅医療・介護連携の推進】</p> <p>地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護サービスを提供することが求められることから、「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、地域の医師会や介護の関係団体等との連携により、8つの取組を実施して、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築します。</p>	<p>① 地域の医療・介護の資源の把握 ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ④ 医療・介護関係者の情報共有 ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥ 医療・介護関係者の研修 ⑦ 地域住民への普及啓発 ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</p>	<p>① 医療・介護関係者向け連携会議及び研修の開催(連携会議5回以上、研修2回以上) ② 市民向け普及啓発活動の実施(出前講座2回以上)</p>	<p><医療・介護関係者の研修> 多職種のための在宅医療研修会(以下6回) 9/14・16「薬剤師との上手な付き合い方」 9/24第1回「リモートでのコミュニケーション技術を学ぶ」12/3第2回「リモートでのコミュニケーション技術を学ぶ」2/4第3回「リモートでのコミュニケーション技術を学ぶ」2/1「データから見た成田市の課題～死亡小票をよむ～」</p> <p><地域住民への普及啓発> 11/12「在宅医療について」保健師による講話</p> <p><市の課題抽出と対応策の検討> 8/20地域ケア推進会議 医療・介護連携部会 3/19成田市医師団在宅医療作業部会</p>	○	<p>・引き続き医療・介護関係者の連携を図る取り組みを実施。 ・関係機関の協力を得ながら、地域住民に向けた普及啓発活動の実施。</p>